

国民年金だよ



国民年金保険料の納付は口座振替がお得です。

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れも無く、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円引きされる「当月末振替（早割制度）」や、現金納付よりも割引額が多い「2年前納（4月～翌々年3月分）」、「1年前納（4月～翌年3月分）」、「6ヶ月前納（4月～9月分）」、「10月～翌年3月分）」もあり、大変お得です。

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日
2年前納	366,840円	15,360円	—	4月30日
1年前納	183,160円	3,920円	7,840円	4月30日
6カ月前納	92,480円	1,060円	4,240円	4月30日・11月2日
当月末振替（早割）	15,540円	50円	1,200円	毎月月末
翌月末振替 (割引はありません)	15,590円	なし	なし	翌月末

参考：平成27年度の振替方法別割引額（平成28年度の保険料額は、2月下旬に日本年金機構HPで告示される予定です。）

保険料を納付書で納めている方には口座振替制度のお知らせをお送りしています。

口座振替制度の利用促進を図るため、現金による納期限内納付者の方へは、口座振替の利便性や前納制度による引きなどの周知ならびに利用促進勧奨のため、1月中に申出書などを送付しました。

今回のお知らせが届かなかった方や紛失などで申出書がお手元がない方は、お近くの年金事務所または市町村役場窓口までお問合せください。また、日本年金機構のHPからもダウンロードできます。

申請の注意点について

口座振替をご希望の方は納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、お近くの金融機関または年金事務所、市町村役場窓口へお申し出ください。

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」には金融機関届出印の押印が必要です。金融機関

届出印や口座名義人氏名に誤りがあると、手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください。

国民年金保険料の前納制度「2年前納」、「1年前納」、「6ヶ月前納（4～9月分）」を希望される場合は、提出期限が2月末となっているので、ご注意ください。郵送による申込みの場合は、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。

残高不足で口座からの振り替えができなかった場合は、次の振替日（2年前納、1年前納の場合は翌年4月末）までの間、引きが無い翌月末振替になります。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 電話 34-2121 内線 413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話 0166-72-5002